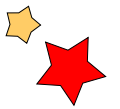




うるま市保育こども園課からのお知らせ



病児保育・病後児保育の利用料の減免について

①減免対象者

○市民税非課税世帯

市民税課税世帯の判定は、利用月が4月から8月にあつては前年度の課税状況を、9月から翌年3月にあつては当年度の市町村民税の課税状況をもとに行うものとする。

○生活保護世帯



②減免が対象となる施設

石川どろんご保育園

☎ 098-987-8101

前原どろんご保育園

☎ 098-987-8601



ハート保育園(赤道)

☎ 098-989-0045



減免額

○非課税世帯

➡ 2,500円

○生活保護世帯

➡ 5,000円

(前原、石川共通QRコード)

① 利用者負担減免
申請書を市役所
に提出

利用者
(非課税世帯または
生活保護世帯)

②利用者負担減免決定
通知書(承認・不承認)
を利用者様に送付

③利用料支払い減免

うるま市保育こども園課
TEL: 098-973-5427

病児・病後児保育施設
(保育所)

④市が減免分負担

詳しくは、[こちら](#)

お問合せ先：うるま市役所 保育こども園課
TEL: 098-973-5427

